

岐阜県公報

第 百 七 十 一 号
令 和 三 年 一 月 二 十 二 日

(金曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の取消
救急病院の認定
知事指定薬物の指定
道路の区域変更
(税 務 課) 三三
(医 療 整 備 課) 三五
(業 務 水 道 課) 三六
(道 路 維 持 課) 三六

公 示

指定管理者の指定 (地域スポーツ課) 三七
指定管理者の指定 (環境企画課) 三八
指定管理者の指定 (文化創造課) 三八
指定管理者の指定 (文化伝承課) 三九
指定管理者の指定 (健康福祉政策課) 三九
指定管理者の指定 (高齢福祉課) 三九
指定管理者の指定 (障害福祉課) 四〇
指定管理者の指定 (子ども家庭課) 四二
指定管理者の指定 (新産業・エネルギー振興課) 四二
指定管理者の指定 (地域産業課) 四三
指定管理者の指定 (畜産振興課) 四三
指定管理者の指定 (農地整備課) 四三
土地改良区の設立の適当の決定 (同) 四三
県営土地改良事業計画の決定 (砂防課) 四三
指定管理者の指定 (砂防課) 四三

告 示

岐阜県告示第二十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により
次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

令 和 三 年 一 月 二 十 二 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

| 店 名 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 |
|----------|-----------|------------------------------|---------------|
| 株式会社深尾商店 | 新美 良夫 | 山 県 市 高 富 二 二 二 番 地 の 一 | 令 和 二 二 二 二 一 |

岐阜県告示第二十八号

次の医療機関を救急診療所として令和二年十二月二日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示する。

令 和 三 年 一 月 二 十 二 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地 | 有 効 期 限 |
|---------------|-------------------|-------------|
| フェニックス総合クリニック | 各務原市鷺沼各務原町六丁目五〇番地 | 令 和 五 二 二 二 |

| 県道 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|------------|--------------------------|------------|------------------------|------------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|------------|----------------------|-----------|
| 八百津那線 | | 八百津那線 | | 八百津那線 | | 八百津那線 | | 八百津那線 | | 八百津那線 | | 八百津那線 | |
| ○同市同町字同 九番九地先まで | | ○惠那市飯地町字曲り戸一 九番二一地先から | | ○同市同町字曲り戸一 九番二四地先まで | | 同市同町字同 一六二番一地先まで | | 同市同町字同 一六二番六地先から | | 同市同町字同 一四三番七地先から | | 同市同町字同 一四三番四五地先まで | |
| 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 |
| 三〇〇 四九〇 | 一四〇 二四三 | 二〇〇 五〇七 | 四〇九 二四五 | 一九〇 三〇七 | 五〇四 二〇四 | 七〇 四九五 | 七〇 三〇三 | 一四〇 六〇八 | 八〇 一五七 | 二六〇 九〇六 | 一四〇 二五〇 | 二六〇 六〇八 | 七〇 二五二 |
| 六〇八 | 六〇八 | 一三六 六 | 一三六 六 | 六七二 | 六七二 | 六六〇 | 六六〇 | 一六〇 〇 | 一六〇 〇 | 八九九 | 八九九 | 一四〇 三 | 一四〇 三 |

岐阜県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|-------|-----|--------------------------------------|----------------|----------------|----------|----|
| 県道 | 金山線 | 美濃加茂市下米田町今字下毛田五八番一地先から同市同町字五三六番一地先まで | 前 三二 二六八 | 後 三二 二〇七 | 七六 五 | |

公 示

○指定管理者の指定

岐阜アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号）第十五条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜アリーナ運営共同体

代表者 小森 崇稔

構成員

岐阜市大蔵台一〇番二八号

ドルフィン株式会社

静岡県浜松市中区寺島町二〇〇番地

株式会社河合楽器製作所

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県グリーンスタジアムに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県グリーンスタジアム条例（平成十二年岐阜県条例第三十八号）第十六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

各務原市那加桜町一丁目六九番地

各務原市

代表者 浅野 健司

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県川辺漕艇場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十二年岐阜県条例第四十八号）第十六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

加茂郡川辺町中川辺一五二八番地の四

川辺町

代表者 佐藤 光宏

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原八九四番地の五八

関ヶ原町

代表者 西脇 康世

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

指定管理者の指定

飛騨・世界生活文化センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、飛騨・世界生活文化センター条例（平成十二年岐阜県条例第六十三号）第十六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

飛驒コンソーシアム

代表者 北村 斉

構成員

高山市桐生町七丁目七八番地

日進木工株式会社

高山市漆垣内町四〇七番地の三

株式会社シラカワ

高山市漆垣内町三一八〇

飛驒産業株式会社

飛驒市古川町袈裟丸七四一番地

株式会社イバティンテリア

指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県先端科学技術体験センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ

代表者 山村 健一郎

構成員

東京都千代田区紀尾井町三番二二二号

株式会社トータルメディア開発研究所

愛知県名古屋市中区栄二丁目二番五号

中電興業株式会社

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県福祉・農業会館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市西鶯一丁目五二番地

株式会社三和サービス

代表者 林 正和

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県立寿楽苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目一番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県立飛騨寿楽苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県立陽光園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県立三光園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県立サニーヒルズみずなみに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県立幸報苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県立ひまわりの丘に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県立みどり荘に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県立はなの木苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県福祉友愛プール及び岐阜県福祉友愛アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県福祉友愛プール条例（平成二十七年岐阜県条例第五十四号）第十六条及び岐阜県福祉友愛アリーナ条例（平成三十年岐阜県条例第四十六号）第十六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会

代表者 岡本 敏美

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県立干草寮に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県立白鳩学園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

代表者 宗宮 康浩

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県科学技術振興センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県科学技術振興センター条例（平成十年岐阜県条例第二十号）第十六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市西鶉一丁目五二番地

株式会社三和サービス

代表者 林 正和

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

セラミックパークMINOに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、セラミックパークMINO条例（平成十三年岐阜県条例第三十二号）第十六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

多治見市東町四丁目二番地の五

公益財団法人セラミックパーク美濃

代表者 古川 雅典

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和四十八年岐阜県条例第三十四号）第十二条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市数田南五丁目一四番一―二号

一般社団法人岐阜県農畜産公社

代表者 宗宮 正典

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○土地改良区の設立の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を適当と決定したので、同条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-----------|-----------|-------|-------------------------|
| 土地改良区名 | 施行に係る地区名 | 縦覧場所 | 縦覧期間 |
| 岐阜市下城田寺地区 | 岐阜市下城田寺地区 | 岐阜市役所 | 令和三・一・二二から 同三・二・二二まで |

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|--------|-------------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦覧場所 | 縦覧期間 |
| やさか地区 | 中津川市役所 | 令和三・一・二二から 同三・二・二二まで |

○指定管理者の指定

岐阜県さぼろ遊学館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設定及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

海津市海津町高須五一五番地

海津市

代表者 松永 清彦

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

令和三年一月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社